

# 郵便局ネットワークの現状

P O S T

## IV 郵便局の設置状況等

## 1 郵便局の設置基準

- 郵便局等の設置に関しては、ユニバーサルサービスを着実に提供できるよう、日本郵便株式会社法及び施行規則の定めるところに基づき、過疎地については、郵便局ネットワークの水準を維持することとしている。

日本郵便株式会社法(平成17年 法律第100号)(最終改正:平成24年 法律第30号)

(郵便局の設置)

**第六条** 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

2 (略)

日本郵便株式会社法施行規則(平成19年 総務省令第37号)(最終改正:平成26年 総務省令第36号)

(郵便局の設置基準等)

**第四条** 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村(特別区を含む。)においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所(関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。)が当該市町村(特別区を含む。)において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所(関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。)が当該市町村(特別区を含む。)において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。

- 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
- 二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。
- 三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

3 前二項の規定によるほか、会社は、会社の営業所であって郵便窓口業務を行うもののうち銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものを郵便局に準ずるものとして前項に掲げる基準により設置しなければならない。

## 2 郵便局数の推移

○ 営業中の郵便局数については、民営化後大きな変化なく維持している。

		郵便局株式会社						日本郵便株式会社				
		2007年 10月1日	2007年度末	2008年度末	2009年度末	2010年度末	2011年度末	2012年 10月1日	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末
営業中	直営郵便局	20,234	20,234	20,237	20,227	20,096	20,153	※1 20,176	20,164	20,143	20,117	※2 20,097
	簡易郵便局	3,882	3,859	3,939	4,053	4,041	4,069	4,057	4,066	4,081	4,065	4,029
	小計	24,116	24,093	24,176	24,280	24,137	24,222	※1 24,233	24,230	24,224	24,182	※2 24,126
一時閉鎖中	直営郵便局	7	9	9	9	137 (うち129は震災)	64 (うち53は震災)	64 (うち52は震災)	63 (うち49は震災)	66 (うち47は震災)	70 (うち46は震災)	68 (うち44は震災)
	簡易郵便局	417	438	354	242	255 (うち61は震災)	228 (うち29は震災)	240 (うち26は震災)	232 (うち20は震災)	221 (うち15は震災)	218 (うち14は震災)	258 (うち14は震災)
	小計	424	447	363	251	392 (うち190は震災)	292 (うち82は震災)	304 (うち78は震災)	295 (うち69は震災)	287 (うち62は震災)	288 (うち60は震災)	326 (うち58は震災)
合計		24,540	24,540	24,539	24,531	24,529	24,514	24,537	24,525	24,511	24,470	24,452

※1 会社統合に伴い、旧郵便事業会社の支店の25局を含む。

※2 局数計のうち、3,356局は集配拠点となっている(2015年度末) (旧郵便事業株式会社の支店(1,076局)及び集配センター(2,280局))

### 3 過疎地における営業中の郵便局数の推移

○ 過疎地における郵便局ネットワーク水準も維持している。

過疎地における郵便局数が300局余り増加しているのは、過疎地に指定された地域が追加されたことによる。(※1, 2)

	郵便局株式会社							日本郵便株式会社				
	2007年 10月1日	2007年度末	2008年度末	2009年度末	2010年度末	2011年度末	2012年 9月30日	2012年 10月1日	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末
過疎地における 営業中の郵便 局数	7,355	7,346	7,376	7,407	7,348	7,379	7,377	7,679	7,690	7,698	7,692	7,665
直営 郵便局	5,460	5,461	5,460	5,459	5,410	5,434	5,433	5,663	5,664	5,664	5,655	5,642
簡易 郵便局	1,895	1,885	1,916	1,948	1,938	1,945	1,944	2,016	2,026	2,034	2,037	2,023

※1 旧郵便局株式会社法における過疎地とは、2007年10月1日時点において、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法及び沖縄振興特別措置法に指定された地域を指す。

※2 日本郵便株式会社法における過疎地とは、2007年10月1日以降新たに上記7法に指定された地域を含めた地域を指す。

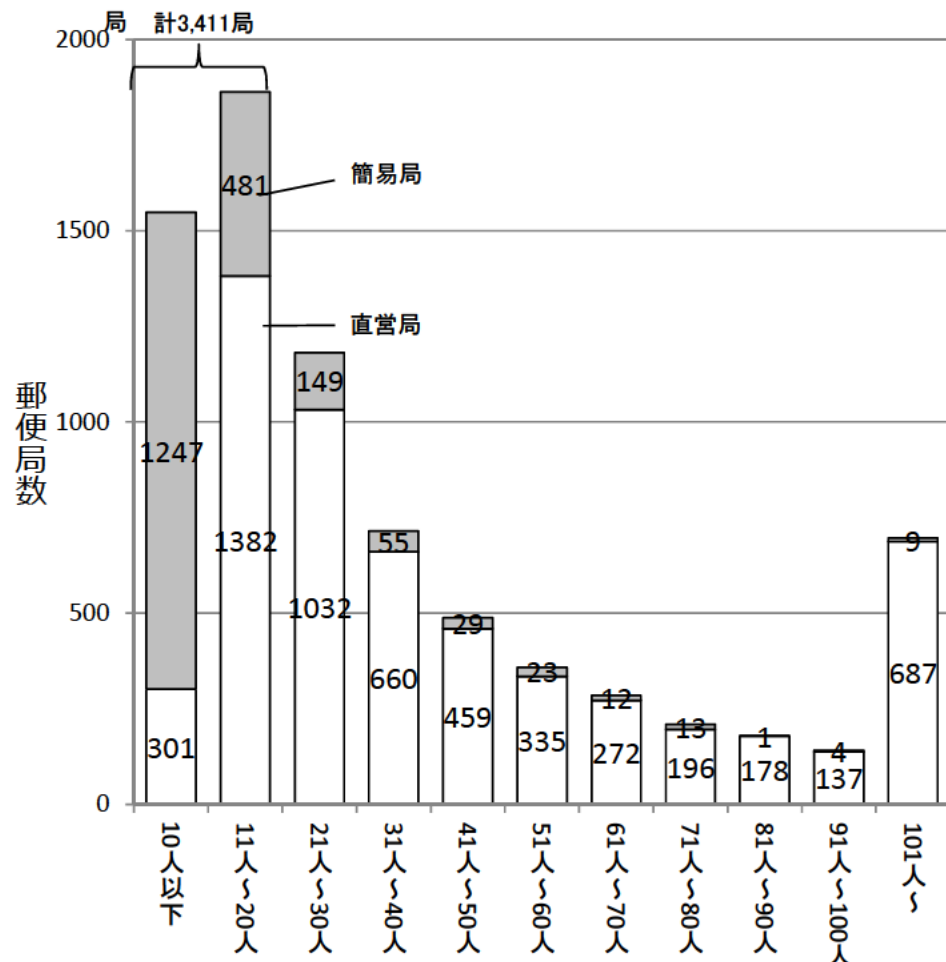
## 4 過疎地における郵便局の利用状況

- 過疎地の郵便局のうち、約半数が窓口来客数(※)20人/日以下。
- そのうち半数が窓口来客数10人以下であり、大半は簡易郵便局。

平均窓口来客数は、過疎地の郵便局が41人/日であり、過疎地以外の郵便局が131人/日。

※ 郵便局の業務量から、当該局窓口(ATM利用を除く)における来客数を推計したもの

過疎地における郵便局

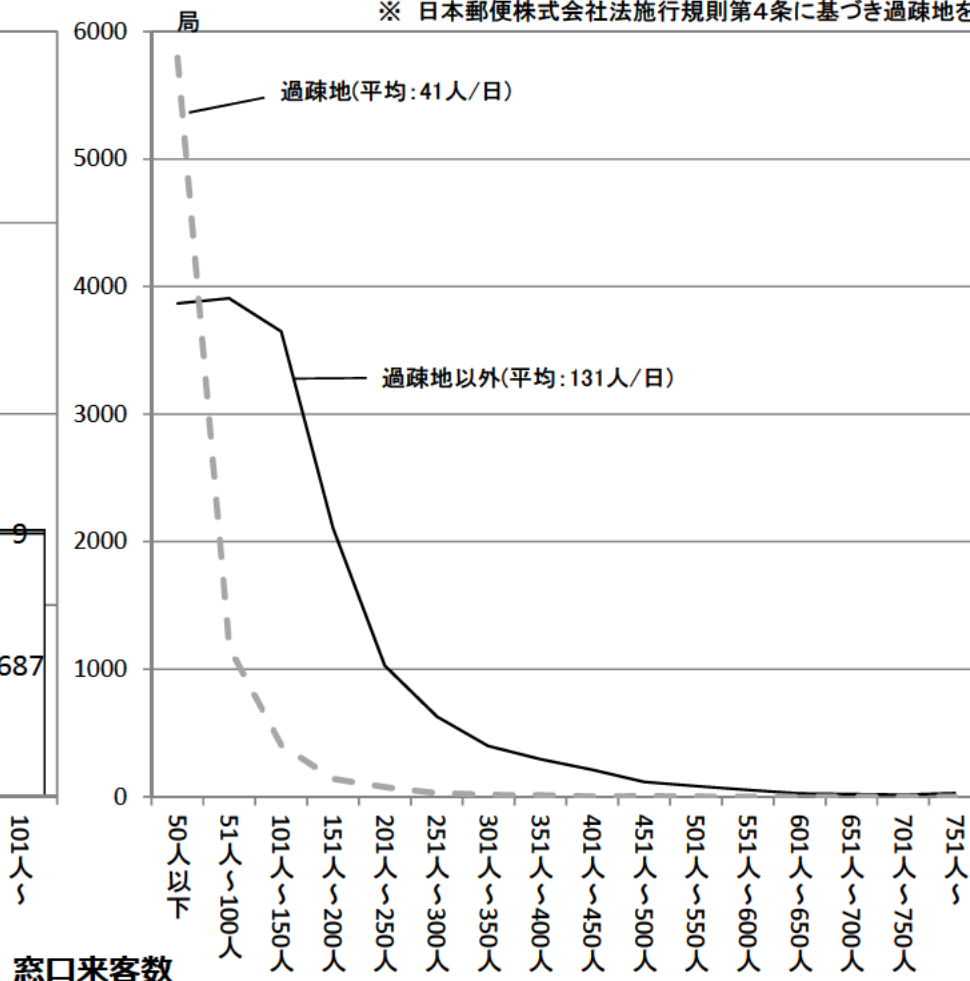


※ 窓口来客数データがない局(郵便専門局及び期間限定開設局)を除く

全郵便局

2015年度データを基に作成

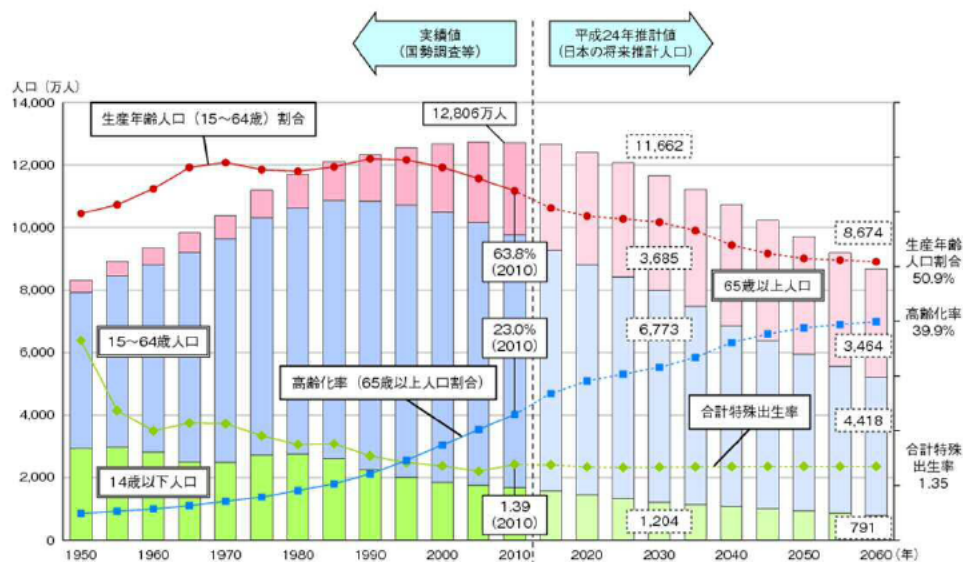
※ 日本郵便株式会社法施行規則第4条に基づき過疎地を区分



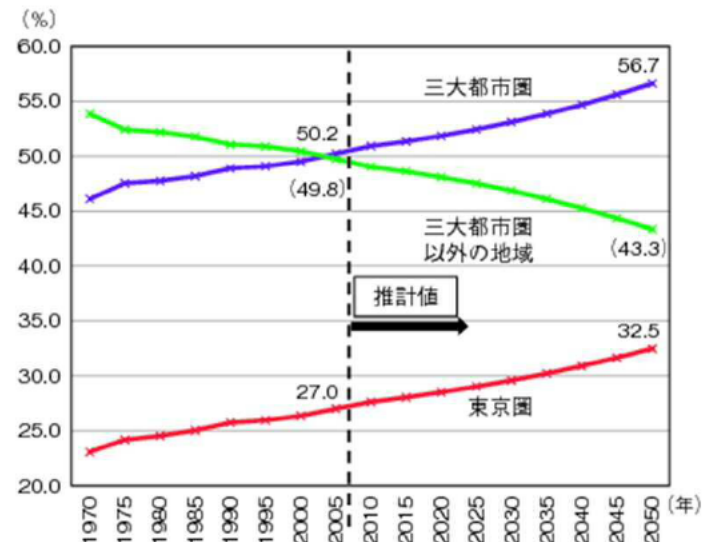
過疎地における郵便局ネットワークの維持

日本の社会において急速に進行している、少子高齢化、都市部への人口集中と過疎地の人口減少という現象を踏まえると、今後も効率的な経営に努めていくものの、現在の仕組みでこのまま過疎地の郵便局について、ユニバーサルサービスを維持し続けることが可能かは重要な課題と認識。

(参考)今後想定される人口移動等(総務省HP<平成24年版情報通信白書>から抜粋)



日本の人口推移



三大都市圏及び東京圏の人口が総人口に占める割合

## V 郵便局店舗の最適配置のための取組



## 1 郵便局店舗の最適配置のための取組

- 郵政グループの事業を支える大切なインフラである郵便局ネットワークの価値を高めることを目的として、地域の変化に対応した最適な店舗配置に取り組んでいる。
- 具体的には、人口が増加している地域等へ新規出店を進めるとともに、お客さま利用の少ない既存郵便局を他地域に再配置することにより、利便性の高い場所への店舗出店等を実施している。
- また、都市部の郵便局の統廃合や過疎地等におけるユニバーサルサービスを確保しつつ、需要規模に応じた運営形態の見直しも進めている。

### 民営化以降の取組

	都市部の郵便局の統廃合	需要規模に応じた運営形態の見直し等		郵便局の新規出店	自治体施設の空きスペースへの移転
		運営形態の見直し	廃止		
局数	93局	29局	4局	29局	12局

- 都市部においては、郵便局が稠密に配置されており、自社競合が起きている場合は、周辺の郵便局の距離と窓口来客者数を踏まえ、個別事情を整理の上、統廃合を実施。
- それにより、都市部における郵便局の最適配置を実現。

### 統廃合した事例

#### ○ 日本橋南郵便局

(東京都・2011年8月2日統合)

立地や施設の課題を有した郵便局を統合し、サービス体制を充実させ利便性を高めた大型の店舗を表通りに出店。



( 民営化以降 93局実施 )



Copyright(C)2016 ZENRIN CO.,LTD.  
(Z16LE第794号)

- 郵便局の新規出店については、住宅開発や新駅が開業した地域等人口が増加している地域で、駅周辺や大型商業施設等のお客さま利用の拡大につながる場所へ積極的に出店。

新規出店した事例

- つくば研究学園郵便局

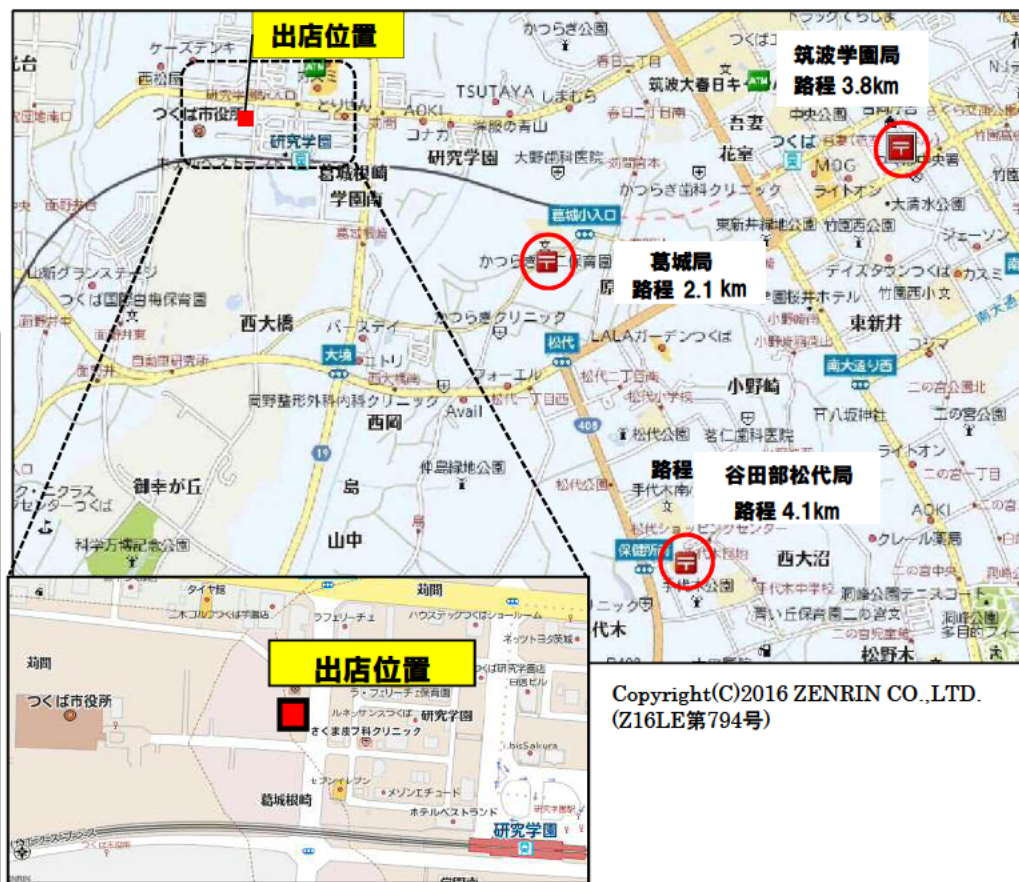
(茨城県・2015年6月1日開局)

研究学園駅(つくばエクスプレス)の開業以降、住宅開発が行われ、人口が増加したことにより、十分な需要が見込まれたため、同一エリア内のお客さま利用が少ない郵便局を廃止し出店(再配置)。

<参考> 商圏人口16,521人(2016年4月1日現在)



( 民営化以降 29局実施 )





- 市町村合併などにより生じた支所等の空きスペースに移転することにより、ワンストップサービスを実現し、利便性と集客力の向上を図る。

{ 民営化以降 12局実施 }

### 町役場の駐車場へ移転した事例

- 楢葉郵便局  
(福島県・2015年10月13日移転)  
楢葉町役場の敷地内駐車場へ移転し、一時閉鎖から再開。



### 民営化以降の実施局

No.	都道府県	郵便局名	施設名	移転日
1	香川県	琴南郵便局	まんのう町琴南支所	2008年 4月28日
2	香川県	大野原郵便局	観音寺市大野原支所	2008年 9月 8日
3	茨城県	瓜連郵便局	那珂市瓜連支所	2009年10月19日
4	香川県	国分寺郵便局	高松市国分寺支所	2010年 9月 6日
5	岩手県	田老郵便局	宮古市田老総合事務所	2011年10月 5日
6	徳島県	東祖谷郵便局	三好市東祖谷総合支所	2012年 1月30日
7	神奈川県	秦野緑郵便局	秦野市保健福祉センター	2012年10月29日
8	北海道	一ノ橋郵便局	下川町一之橋住民センター	2012年11月19日
9	鳥取県	福部郵便局	鳥取市福部町総合支所	2014年 3月24日
10	北海道	沼ノ沢郵便局	旧夕張市立緑小学校	2015年 6月22日
11	福島県	楢葉郵便局(仮設)	楢葉町役場	2015年10月13日
12	鹿児島県	百引郵便局	鹿屋市輝北総合支所	2016年 3月22日

## VI 簡易郵便局に対する取組

## 1 簡易郵便局の受託者の確保と受託者の属性

- 簡易郵便局は、日本郵便株式会社から郵便局窓口業務を第三者(受託者)に委託して運営。
- 簡易郵便局受託者は、原則として公募により募集。
- 簡易郵便局の約9割が個人による受託であり、そのうちほとんどの局が全業務(郵便・貯金・保険)を実施。

### 1 受託者確保の取組

簡易郵便局受託者は、原則として公募により募集。周知方法は、公募の内容を周辺の郵便局に掲示するほか、日本郵便株式会社ホームページ上に募集地域を掲載。

### 2 受託者の属性

(2016年7月末現在の営業中局数)

	局数	内訳				
		郵便を実施	貯金を実施	為替を実施	振替を実施	保険を実施
地方公共団体	107	107	106	107	107	70
農協	175	175	49	165	165	16
漁協	34	34	17	28	28	11
その他法人	119	119	108	109	109	98
個人	3,576	3,576	3,564	3,566	3,566	3,521
合計	4,011	4,011	3,844	3,975	3,975	3,716

- 一時閉鎖(主に受託者からの契約の解除によって窓口営業ができていない状態)を解消する取組を継続して実施しており、郵政民営化時点より一時閉鎖となっているものは減少している。
- 今後も再開による一時閉鎖の解消に取り組む。なお、一時閉鎖が長期化している簡易郵便局で、お客さまの利用に支障がないものについては、整理を進めている。

### 1 一時閉鎖局の解消

民営分社化を機に簡易郵便局の一時閉鎖数が2008年5月末に一時454局まで増加したが、再開に向けた取組の結果、2016年3月末で258局に減少。

### 2 今後の取組

引き続き新たな受託者の確保に努め、一時閉鎖の解消に取り組む。

なお、一時閉鎖の期間が長期化している簡易郵便局で地域需要と他の郵便局の配置状況に照らし、地域住民が他の郵便局を容易に利用することができるものについては、整理を進める。

	一時閉鎖簡易局数	前時点からの増減数	増減内訳			
			再開局数	一時閉鎖局数	廃止・局種変更局数	
2007年10月1日	417	—	—	—	—	うち、一時閉鎖が長期化 <sup>※2</sup> していた簡易郵便局の廃止
2008年3月末	438	21	19	42	2	
2008年5月末	454	16	9	26	1	
2009年3月末	354	▲100	175	79	4	
2010年3月末	242	▲112	172	60	0	
2011年3月末	255	13	124	137	0	
2012年3月末	228	▲27	104	77	0	
2013年3月末	232	4	61	65	0	
2014年3月末	221	▲11	84	73	0	
2015年3月末	218	▲3	46	70	27	
2016年3月末	258 <sup>※1</sup>	40	39	89	10	10
民営化後累計	—	▲159	833	718	44	36

※1: 簡易郵便局の一時閉鎖局数(258局)のうち、14局は東日本大震災によるものであり、その他の主な理由は以下のとおり。

個人受託者の病気・高齢等(約53%)、農協・漁協の統廃合・人員削減等(約21%)、受託者死亡等(約25%)、地方公共団体からの申し出(約1%)。

※2: 民営分社化時点で委託契約が無く、局舎等の実態が無くなっていた簡易郵便局。 38